

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県知的障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知的障害者福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村からの18歳以上の知的障がい者に係る知的障害者更生相談所の判定の依頼について定めた規定中、引用する知的障害者福祉法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。